

○動物愛護管理のあり方検討報告書（平成23年12月中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会）抜粋

10. その他

(5) 災害対応

現在、動物愛護管理法には災害対応に関する条文はないが、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）」には、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること等が講ずべき施策とされており、およそ8割の自治体が地域防災計画等に災害時におけるペットの取扱いについて明記している。

自治体等が災害時に行うべき動物愛護に関する措置については、自治体の裁量によって地域の実情に応じ、また、ペット等それぞれの飼養動物の特性に応じて、動物愛護推進計画や地域防災計画上での動物救護や迷子動物対策等を推進するための根拠として動物愛護管理法に基本的な事項を規定すべきである。また、自治体間で協力して広域的に対応する体制についても検討する必要があるとの意見があった。

災害対応では行政と民間の協力が非常に重要である。動物愛護管理法には、動物愛護推進員の委嘱や動物愛護推進協議会の設置に関する規定が存在するなど、地域における民間団体等との協力体制を築く仕組みが既に存在するが、災害対応についてもこれらが活用できるような規定を設けるべきである。

また、動物取扱業者が販売時に説明すべき事項に災害時の避難や準備について加えるべきではないかとの意見もあった。